

ジェンダー平等推進に向けて

宗派・ジェンダー平等推進委員会では、2024年度の宗務の基本方針に掲げる「宗門におけるジェンダー平等の推進」を行うにあたり、宗門に関わる一人ひとりが自らの課題として継続的に取り組んでもらいたいと、「ジェンダー平等推進に向けて」と題し、コラムを4回にわたり掲載します。第1回は同委員会の赤松徹真委員長です。

宗門は、2024年度宗務の基本方針の注力項目の一つに「宗門におけるジェンダー平等の推進」を掲げ、6月3日付で「宗門におけるジェンダー平等推進基本規程」を發布・施行、12日付でジェンダー

エンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、女性のさまざまな分野への社会参画、性の多様性への理解が着実に進んでいます。ジェンダー平等推進委員会

私たちが一步を踏みだす

ー平等推進委員会を設置しました。

日本では、1985年に男女雇用機会均等法、1999年に男女共同参画社会基本法、2015年に女性活躍推進法が制定されました。2023年には「性的指向及びジ

は、審議を積みあげ、総局に8月29日付で中間報告「宗門におけるジェンダー平等推進について」、11月6日付で答申書「宗門におけるジェンダー平等の推進に向けて」を提出しました。

ジェンダーとは、生物学的

な性差（セックス）ではなく、社会的・文化的につくられてきた性差を意味します。これまで男性主導でつくられてきた固定的な性の役割分担や単純な男性・女性の図式に基づく習わし・慣行、画一的な「男・女らしさ」の「思い込み」の環境で、生きづらさをもたらしたり、一人ひとりの尊厳をおびやかしたり、能力を生かすことへの制約などを丁寧に検証し、見直すことが大切です。また、性的少数者（性自認・性的指向など）への偏見や差別を解消し、性の多様性を認め合うことも重要です。

ジェンダー平等・ダイバーシティ（多様性）を推進することは、宗門がさまざまな苦悩をかかえる人びとの願いにこたえ、安心のより所、心地よい居場所となることです。

私たちは、つねに親鸞聖人のみ教えに学びながら、念仏者の生き方が問われていることを自覚して、ジェンダー平等推進に向かって第一歩を踏みだしましょう。

（次回は5月1日号の予定）